

入札公告

契約担当官
鹿屋航空基地隊鹿屋経理隊
経理隊長 横山 紘



下記のとおり一般競争入札を行います。

1 競争入札に付する事項

調達要求番号	品（件）名	数量単位	履行期限	履行場所
05-1-1832-2004-0003-00	空気調和装置	1 SE	令和5年12月15日	第1整備補給隊 第1補給隊倉庫

2 競争入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のD等級以上に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行の日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達にかかる指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとします。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 3項に示す期限までに申込みを行い、仕様書を受領した者。

3 申込期限及び申込方法

入札日の前日までに資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しに件名と連絡先を記入した送信表を添付し、海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊に提示する。（FAX可）

4 競争執行の日時及び場所

- 日時 令和5年10月3日（火） 13時30分
郵送による入札参加の場合は、書留等追跡可能な方法によるものとする。
（ただし、郵便等による入札書の受領期限は 令和5年10月2日（月） 16時45分 まで。）
- 場所 海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊入札室

5 入札（仕様書）説明会の日時及び場所

なし（仕様内容の問い合わせ：電整隊 新地 内線：2577）

6 入札保証金及び契約保証金

- 入札保証金及び契約保証金 免除
- 落札者が契約を結ばないときは、落札金額（入札書に記載した金額の110/100に相当する金額（軽減税率対象品目については108/100））の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。

7 適用する契約条項

売買契約一般条項

8 入札方法

- 売買に要する一切の諸経費を含めた金額で行う。
- 落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。ただし、入札（見積）書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。

契約金額の端数処理

入札（見積）書に記載された金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとする。ただし、単価契約において、単価に1円未満の端数が生じた場合には1円未満3桁以下を切り捨てるものとし、請求金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 入札書は官側の書式を使用する。

9 入札の無効

- 入札書に記名がないとき又は金額等の記載が不明な場合。
- 電信電話による入札。
- 本公告に示した競争参加資格がない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札。

10 契約書作成の要否

海上自衛隊契約規則の実施に関する書式等について（通知）に基づく契約書の作成を要する。

11 その他

- 入札心得・契約条項は、鹿屋航空基地隊経理隊入札室に掲示してある。
- 入札に関する問い合わせ：電話 0994-43-3111（内線2450） FAX 0994-42-2586 担当 中村
- この入札に関する公告は、海上自衛隊ホームページ上で閲覧することができる。
（ホームページアドレス：http://www.mod.go.jp/msdf/bukei/nyusatsu_idx.html）

調達要求番号：05-1-1832-2004-0003-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	GL 4120-321-59579	仕様書番号	S2P-G-12405
名 称	空気調和装置	防衛大臣承認年月日	-
		作成年月日	令和5年7月4日
		改正年月日	-
		第1整備補給隊 第1電子整備隊	

1 総則

1.1 一般事項

この仕様書は、海上自衛隊第1整備補給隊第1電子整備隊で使用する空気調和装置の調達及び設置について規定する。空気調和装置の仕様は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

なお、この仕様書に記載したカタログ製品は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

1) 仕様書

DSP Z 9008 品質管理等共通仕様書

2) 法令等

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下、**保安法**という。）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下、**調達の推進等に関する法律**という。）

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下、**法**という。）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年3月環境省告示11号。以下、**基本方針**という。）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27. 3. 18. 以下、**契約標準書式**という。）

b) 関連文書

1) 仕様書

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版

2) 法令等

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）

2 製品に関する要求

2.1 一般事項

契約の相手方は、空気調和装置の設置に対する十分な知識及び技術を具備するものとする。

なお、高圧ガスの販売の事業を行う者は、**保安法**に基づき、事業所（営業所を含む。）ごとに取扱う高圧ガスの種類毎に高圧ガス販売事業届を行い都道府県知事の許可を受けた者とする。また、空気調和装置へのフロン類の充填については、**法**に基づき、第一種フロン類充填回収業者として同じく都道府県知事の登録を受けている者又は登録業者に委託できる者が実施するものとする。

2.2 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、**表1**による。

表1－品名及びカタログ製品名

品名(物品番号)	カタログ製品名	数量
空気調和装置 (GL 4120-321-59579)	ダイキン工業(株)製 SZRV280BA, 又は 三菱電機(株)製 PFZ-ERMP280E3, 又は 同等以上のもの(他社製品を含む。)	1SE

2.3 基本機能及び性能等

契約の相手方は、調達の推進等に関する法律及び基本方針に基づき、表1の対象品目を調達するものとし、基本機能及び性能等は、表2による。

表2－基本機能及び性能等

項目	規格			
型式	床置型			
冷暖房能力(定格)	冷房(kw)	25.0	暖房(kw)	28.0
グリーン購入法適合品				

2.4 取扱説明書

契約の相手方は、空気調和装置の取扱説明書一式を監督官に提出するものとする。

3 役務の内容

3.1 役務の内容

第1電子整備場機器保管庫に2.2に示すカタログ製品を新設する。

3.2 設置場所

設置場所は、第1電子整備隊、第1電子整備場機器保管庫とする。(付図1～付図3参照)

3.3 部品及び材料

部品及び材料は、表3によって、全て契約の相手方が準備するものとする。

表3－部品及び材料

番号	品名	規格	数量	単位
1, 機器工事				
1	木台	KWF1G8P	1	EA
2	室外機基礎	スライドブロック	1	OT
3	室外機転倒防止	—	1	OT
2, 配管工事				
4	冷媒被覆銅管(液側管)	12.7φ(保温厚10mm)	8	m
5	冷媒被覆銅管(ガス側管)	25.4φ(保温厚20mm)	8	m
6	渡り線(操作線)	EM-E EF 2mm-3C	8	m
7	屋外配管	ステンレスラッキング	2	m
8	屋内配管	カラー鉄板	6	m
9	ドレン管	VP25	7	m
10	ライトカバー	25φ	6	m
11	窓ガラス塞ぎ	ベニヤ板 1700mm×910mm	1	箇所
3, 電源工事				
12	漏電ブレーカー	ELB3P50A	1	EA
13	電源ケーブル	EM-CE 14×3C	40	m
14	アース線	EM-IE 5.5mm	40	m
15	厚鋼電線管	溶融亜鉛メッキ 28φ	6	m
16	金属可とう電線管	30φ	2	m
17	プルボックス	SUS 200mm×200mm×100mm	1	EA

表3-部品及び材料(続き)

番号	品名	規格	数量	単位
18	配管支持金具	SUS	1	OT

3.4 消耗品、副資材及び要具等

3.3 によるほか、設置に必要な消耗品、副資材及び要具等は、全て契約の相手方が準備するものとする。

4 設置要領及び性能検査

4.1 空気調和装置の設置要領

空気調和装置の設置要領は、次の手順で実施する。

なお、詳細については、官側と調整するものとする。

- a) 室内機及び室外機の設置の際に必要な貫通口を広げる等の施工を実施する。
- b) 室内機の設置には、木台及び防振パットを使用し、アンカーボルトを用いて設置する。
- c) 室外機の設置の際に必要な基礎の施工を実施する。
- d) 室外機の設置には、室外機基礎上に防振パッドを使用し、アンカーボルトを用いて設置する。
なお、自然災害等による転倒防止を考慮し、PVC被膜ワイヤー及びターンバックル等を用いて固定する。
- e) 電源ケーブル、操作線、アース線及び漏電ブレーカーは、空気調和装置の配線要領図に基づき、短絡電流を算定し、それに十分耐える製品を使用する。
- f) 電源ケーブルの取回しについては、既設の電子整備場引込開閉基盤の漏電遮断器の二次側から電線管を使用し、室内機及び室外機へ取回しを実施する。
- g) 冷媒配管、配管支持金具及びドレン管の設置については、勾配等を考慮し施工し、冷媒管の接続は、ゴミ、切粉、油脂及び水分などの不純物等の混入物がないことを確認、養生を行い、施工する。
- h) 気密試験は、施工した冷媒配管と室内機に漏れがないか窒素ガス等を使用して確認する。
- i) 真空引きは、真空ポンプにより冷媒配管や機器内の空気、水分及び窒素ガス等を排出させる。その際、ゲージマニホールドの圧力ゲージが戻らないことを確認する。
- j) 冷媒ガス漏れ確認は、真空引き完了後、液側及びガス側の閉鎖弁を全開にし、石鹼水又はリークテスタ等を使用し、漏れがないことを確認する。
- k) 冷媒ガスの追加充填は、取扱説明書に基づき、規定値外の場合のみ実施する。
- l) 室内機及び室外機との冷媒配管には、液管とガス管に断熱材を使用し、隙間がないように施工する。ただし、室内機から建屋内貫通口までの間は、配管保護テープを使用し、室外機から建屋外貫通口までの間は、ステンレスラッキングにて施行する。
- m) 試運転は、据付け説明書等に基づき、作動状況を確認し、冷媒ガス圧力、機器作動音などエラーコードが出ないことを確認する。

4.2 性能検査

4.1 の設置作業終了後、空気調和装置の取扱説明書に基づき、検査官立会いの下、性能検査を実施し、性能検査成績書を作成する。

5 冷媒ガスの充填及び廃材等の処理

5.1 冷媒ガスの充填

冷媒ガスを充填する場合は、情報処理センターを介すことなく、官側として法に基づき、機器管理に必要な算定漏えい報告書の作成のため、冷媒ガス類充填証明書を提出する。

5.2 廃材等の処理

契約の相手方は、当該契約を履行するに当たり、発生した廃材等は契約の相手方が適切に処理するものとする。

6 品質管理

品質管理は、DSP Z 9008によるものとし、要求事項は、DSP Z 9008の表1の適用区分cによる。

7 監督・検査

7.1 監督

監督は、監督官が作業工程管理、提出書類の審査等を適切に指示、確認及び立会い等を行うほか、提出書類に対する書類審査を実施する。

7.2 検査

検査は、検査官が必要に応じて立会いによって、作動検査及び外観検査等を行うほか、提出書類に対する書類審査を実施する。

8 その他の指示

8.1 提出書類

提出書類は、表5による。

表5 提出書類

番号	書類名	提出時期	部数	提出先	備考
1	着手届	契約後速やかに	2	監督官	a)
2	下請負承認申請書	必要の都度	3	監督官	付表1
3	火気類使用の許可申請書	必要の都度	3	監督官	付表2
4	工事就業許可申請書	契約後速やかに	3	監督官	付表3
5	誓約書	契約後速やかに	1	監督官	付表4
6	フロン類充填証明書	フロン類充填時	1	検査官	様式適宜
7	納品書・(受領)検査調書	調達品目納入時	6	受領検査官	
8	性能検査成績書	作業終了後速やかに	1	検査官	様式適宜
9	終了届	作業終了後速やかに	2	検査官	a)
注記 提出書類は、全て監督官を経由するものとする。 注 a) 契約標準書式を使用する。					

8.2 下請負者等

契約の相手方は、作業の一部を下請負者等に実施させる場合は、下請負承認申請書（付表1）を監督官へ提出し、確認を得た後、契約担当官等の承認を得るものとする。

8.3 コンプライアンスの遵守

契約の相手方は、下請負者等に対してコンプライアンス意識の徹底及び遵守を図るものとする。

8.4 火気類の使用

契約の相手方は、当該契約を履行するに当たり、必要な火気類を使用する際は、火気類使用の許可申請書（付表2）を監督官に提出するものとする。

8.5 通門・安全

通門・安全は、次による。

- a) 契約の相手方は、当該契約を履行するに当たり、事前に基地内への立入申請、車両の乗り入れ及び就業時間に係る諸手続きを、監督官の指示に基づき行うものとし、工事就業許可申請書（付表3）を監督官に提出し、鹿屋航空基地隊司令の許可を受けるものとする。
- b) 作業員の隊内における服務についても、隊員に準じた隊内諸規則を遵守するものとする。また、官側の責任によらない作業員の隊内事故については、契約の相手方の責任において処理するものとする。

8.6 守秘義務

契約の相手方は、この役務を通じて知り得た官側の知識及び情報等を第三者に漏えいしたり、他の手段に利用しないよう、契約後速やかに誓約書（付表4）を監督官へ提出するものとする。

8.7 通信機器等の使用

契約の相手方は、立入制限及び禁止区画に指定されている場所での通信機器等の使用は控えるものとし、監督官に許可された区域での通信機器等の使用及び指示された場所への保管を厳守するものとする。

8.8 賠償責任

契約の相手方及び下請負者等の故意又は過失によって国の物品に損害を与えた場合は、契約の相手方の責任によって原状に回復又はその損害を賠償するものとする。

8.9 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

付表1 下請負承認申請書

令和 年 月 日

殿

会社名

会社住所

代表者氏名

下請負承認申請書

契約番号：

調達要求番号：

件名：

下記のとおり申請します。

記

1 下請負を行わせる会社の名称等

(1) 会社名

(2) 本社所在地

(3) 工場所在地

2 下請負を必要とする理由

3 下請負を行わせる範囲

上記のとおり、承認します。

監督官確認印

ただし、この承認により上記申請者は、この契約の義務とされている事項につき、その責任を免れるものではありません。

令和 年 月 日

印

付表2－火気類使用の許可申請書
火気類使用の許可申請書

令和 年 月 日

鹿屋航空基地隊司令 殿

会社住所

会社名

代表者氏名

印

火気類使用の許可申請書

次のとおり、火気類使用を申請します。

- 1 工事件名：空気調和装置
- 2 契約工期：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 3 使用期間： 許 可 日 ～ 令和 年 月 日
- 4 使用目的：配管溶接及び切断のため
- 5 使用場所：第1電子整備隊 第1電子整備場
- 6 その他参考事項：火気使用箇所には、消火器及び消火用水を設置いたします。

許 可 書

許可第 号

上記申請書のとおり火気類使用を許可します。

令和 年 月 日

鹿屋航空基地隊司令

付表3-工事就業許可申請書

工事就業許可申請書

令和 年 月 日

鹿屋航空基地隊司令 殿

申請者 住 所

事業所名

代表者氏名

印

次のとおり工事就業の許可を申請します。許可されましたら、入門時の注意事項を厳守します。
 なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

工 事 名 称	空気調和装置					
工 事 期 間	許 可 日 ~ 令和 年 月 日					
工事地区・場所	第1整備補給隊 第1電子整備隊					
監 督 官 等	所属（配置） 第1整備補給隊 第1電子整備隊 階級・氏名 (内線)					
番号	氏 名	性別	生年月日	年齢	職 業	現 住 所

工 事 就 業 許 可 証

上記申請のとおり工事就業を許可します。

許 可 番 号	第 号	海上自衛隊 鹿屋航空基地隊司令
許 可 日 付	令和 年 月 日	
有 効 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	

付表4-誓約書

誓約書

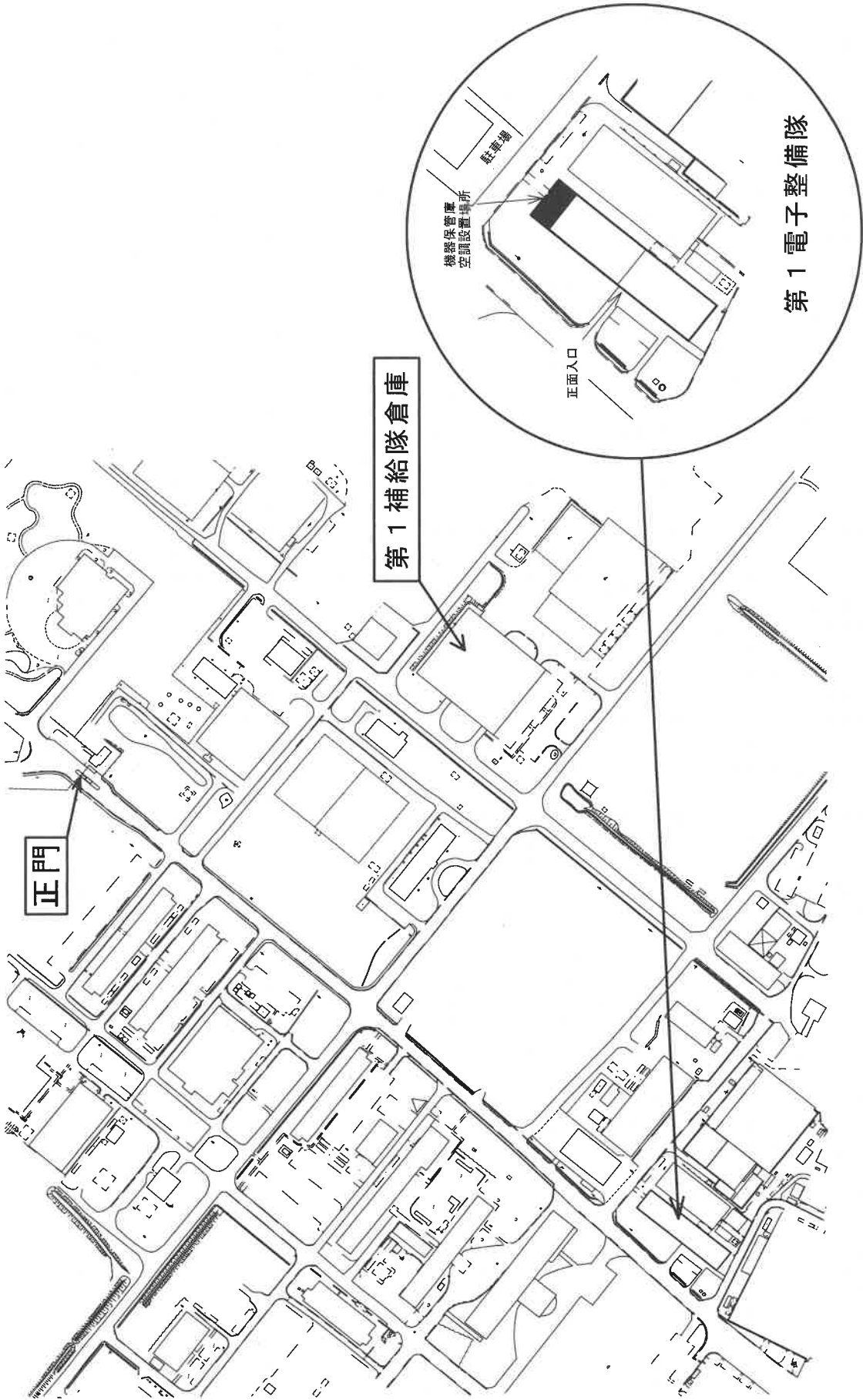
この度、空気調和装置の作業実施に際し、鹿屋航空基地内で知り得た事項の保全に努めるとともに、関係者以外の者に漏らしたり、他に利用しないことを誓います。

令和 年 月 日

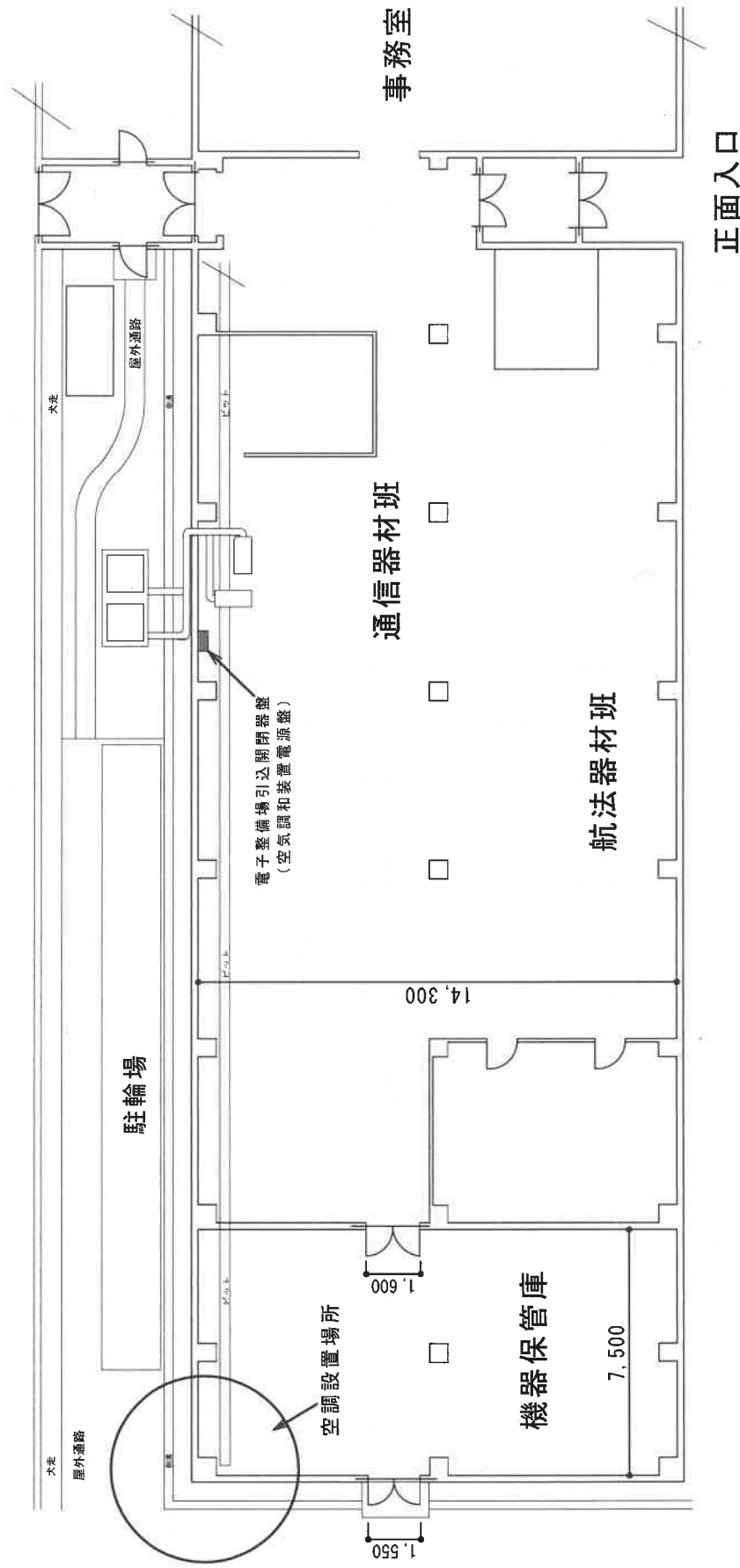
会社名
氏名

印

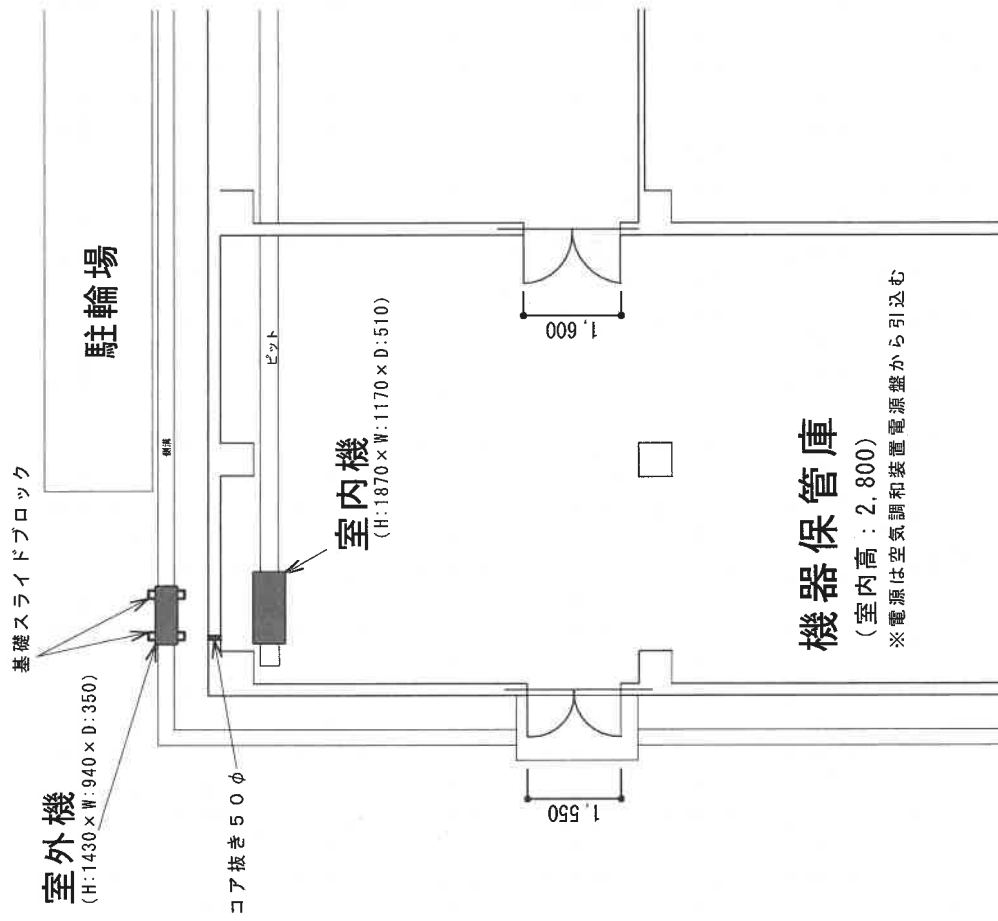
監督官 殿



付图1—鹿屋航空基地 第1 電子整備隊



付図 2 - 第 1 電子整備隊設置平面図 (mm)



付図3 - 空気調和装置設置平面図 (mm)